

た、歯周基本治療について、同時に3分の1顎を超えて行った場合の加算の評価を引き下げる一方、同一部位に対する2回目以降の評価を引き上げる等の見直しを行う。

現 行	改定案
【歯周外科手術】（１歯につき） ５ 歯周組織再生誘導手術 イ １次手術 630 点 ロ ２次手術 300 点 【歯周組織検査】 １ 歯周基本検査 イ １歯以上 10 歯未満 50 点 ロ 10 歯以上 20 歯未満 110 点 ハ 20 歯以上 200 点 ２ 歯周精密検査 イ １歯以上 10 歯未満 100 点 ロ 10 歯以上 20 歯未満 220 点 ハ 20 歯以上 400 点 【歯周基本治療】 １ スケーリング （３分の１顎につき） 64 点 （３分の１顎増すごとに） 42 点	【歯周外科手術】（１歯につき） ５ 歯周組織再生誘導手術 イ １次手術 730 点 ②改 ロ ２次手術 300 点 【歯周組織検査】 １ 歯周基本検査 イ １歯以上 10 歯未満 50 点 ロ 10 歯以上 20 歯未満 110 点 ハ 20 歯以上 200 点 ２ 歯周精密検査 イ １歯以上 10 歯未満 100 点 ロ 10 歯以上 20 歯未満 220 点 ハ 20 歯以上 400 点 ３ 混合歯列期歯周組織検査 40 点 ②新 【算定要件】 <u>歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認し、プラークチャートを用いたプラークの付着状況を検査した上で、歯周組織の状態や歯牙年齢等を勘案し、プロービング時の出血、歯周ポケット測定のうちいずれか１つ以上の検査を行った場合に算定する。</u> 【歯周基本治療】 １ スケーリング （３分の１顎につき） 64 点 （３分の１顎増すごとに） 38 点 ②改